

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第五章 行政整理

第二節 行政機関職員定員法の制定

第五国会は行政機構の改革および人員整理につき極めて重大な役割を果たした。前者については国家行政組織法(四八年七月一〇日法律第一二〇号)を改正し、(施行期日を四九年四月一日から六月一日に延期、庁省の内部部局としての部の設置、各省次官制度の改正第三条で定める行政機関の表の作成、第二二条で定める公団の表の作成)又、総理府設置法等各省庁設置法を制定したが、後者については行政機関職員定員法を制定し、もって法律的には国家行政組織法第一九条「各行政機関に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める」という規定を施行するとともに、実質的には人員整理のための根拠を作り出したのである。

四九年五月一四日参議院本会議において本多国務相によって説明された「行政機関職員定員法案」の提案理由は次の如くであった。

御承知の如く国家行政組織法が施行せられることになりますと、これに基き各省庁の組織及定員を法律で定めることとなるのでありまして、政府はこの機会に行政機構の簡素化と職員の縮減とを行い、多年の懸案であり、且つ国民の与論でもありますところの行政整理を断行せんことを期し、各省各庁の設置法案はすでに御審議をおすすめ願っておるのですが、ここにこの行政機関職員定員法案を提出した次第であります。

即ちこの法律は国家行政組織法に基く各行政機関、即ち内閣の統轄の下における総理府、法務府、各省及び経済安定本部の職員の定員を定め、政府はここに定められた定員の数にまで職員の数を本年六月一日から九月三〇日迄の間において逐次整理するものとし、これに必要な事項を定めたものであります。以下その大要につきまして御説明致します。先づ各行政機関の職員の定員の定方ではありますが、この法律は、本府又は本省と外局とを区別いたしましてその各々に置かれる職員の総定員を定めております。而してこれらの行政機関の内部々局、地方支分局及び附属機関別の定数は、右の各々の定員数の範囲内で各大臣が行政事務の実情に応ずるよう適切に定めることといたしております。各行政機関の所定員は第二条に列挙しておる通りであります。その新定員の算定決定に当りましては、昭和二四年度予算の査定における標準予算定員に対し一般会計三割減特別会計二割減を目途とし、これに各省各庁の事務の実情を詳細に勘案して、最も合理的な数に決定いたしました次第であります。その総計におきまして八七一、二七九人となり、これを旧定員に比較いたしますと、本年度予算に認められました新規増員を含めまして、約二四万の減員となります。これにより現実に退職する職員数は約一七万前後になる予定であります。以上の整理に際し必要な事項は、附則の各項に定められておりますがその主要点について申し上げますと、次の通りであります。

先づ地方自治法附則第八条の規定に基き都道府県に勤務しておる政府職員の新定

員は地方自治法の建前から地方自治法施行規定で定めることが適当でありますので、同施行規定の定めるところに譲りまして、その新定員を超える職員の整理については一般政府職員と同じに取扱うことといたしました。次に御承知の如く、国家公務員法は職員に対してその意に反して免職せしめる等不利益な処分を行った場合には、その職員は人事院にその審査を請求することができる旨の規定を設けておるのでありますが、今次の行政整理を円滑に行います上にはこの審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があるのであります。次に日本専売公社及び日本国有鉄道の職員の整理に関してであります。本年六月一日より右の両公共企業体が発足することとなっておりますのでありまして、大蔵省及運輸省の職員の相当部分が右両公共企業体に移管されることとなるのでありますが、この職員についても整理を行う必要があるため、特に定員を定め一般政府職員の整理と同様の方針で整理することにいたしました。而して、この場合、公共企業体労働関係法によりますと、職員の免職等の事項は団体交渉の対象とし、これに関して労働協約を締結することを妨げないとすると共に、これに関する苦情は苦情処理共同調整会議が解決することと、定められておるのでありますが、この規定も今回の行政整理には適用しないこととしたのであります。最後に今次の行政整理により退職する職員については、その退職後の生活を保護するため退職手当は勿論であり、政府はこの外の失業対策と共にこの問題についても深甚なる考慮を払っております。但し現下我国の経済財政状況の下において、退職手当の金額については本年度の均衡予算の下で決定せなければならぬことも亦認めざるを得ないのであります。よってこの法律は附則第一一項におきまして退職手当についての根本方針を定め、その具体的な規定はこれを政令に譲っているのであります。

以上がこの法律案の内容の大要でありまして、政府は確固たる決意の下に今次の行政整理を行い、以て現下の我国力に相応する適正な行政機構の規模を定めまして、この新たな規模の下において能率的な行政事務の遂行に万遺憾なきを期したい考であります。どうか政府のこの決意を諒とせられまして、慎重御審議の上、速かに御議決あらん事を切に希望致す次第であります。

右法案は第五国会において最もはげしい賛否の討論が行われたものであるが、衆議院本会議における社会党の、反対討論は次の如くであった。

米窪満亮議員(社会党)

日本社会党を代表いたしまして以下述ぶるところの理由により反対せんとするものであります。

行政機構の簡素化及能率化はわれわれとしてもきわめて望ましいことと思うのでございます。しかるにただ今上程されましたこの定員法の趣旨並びに現在の国家の行政機構は大よそこの行政機構の能率化及簡素化と反対の方向に進んでおるのでございます。従ってわれわれはこの角度から見ましても今上程されました定員法については強く反対せざるを得ないのでございます。何となれば終戦後のわが国の行政機関は重複を重ね屋上屋を架しておることは諸君がすでに認めておられるところと思うのでございます。従ってこの定員法並びに各省設置法におきましても、行政機構の簡素化及能率化の精神は少しも現われておらないと私は断ずるのでございます。

各省設置法並びに定員法に現われておりまする政府の人員整理の意図は総選挙当時の民自党の無定見その場限りの思いつき公約のしりぬぐいとしてここに登場したのでございます。すなわち政府は均衡予算の名のもとに歳入面におきまして当然その追求に全力をなすやみ利得者、終戦成金、ブローカー成金等に対する財産増加税あるいは

やみ利得の捕捉を怠りまして国民総所得を二兆九千億円に増加するという妄想的仮定のもとに、勤労所得税、申告所得税、農業所得税等を昨年割ないし五割に増加して歳入増加の根幹といたしましたように歳出面におきましては龐大なる国債、復金債、価格調査整費等の支出の穴埋といたしまして、官吏の首切りというきわめて拙劣にして消極的な愚策を採用したことは民主自由党の政策でありますところの勤労階級の犠牲におきまして独占資本金融資本、新興財閥等一連の特権階級の利益に奉仕するその試みがこの法案によって露呈したものと私は断ずるのであります。しかもその整理はこの支出予算の節約という一点のみから見た天くだり、天引きの憎むべき悪方針から出ているのでございます。

各省設置法におきまして、海上保安庁、警察関係の官庁等は首切りどころかかえってその人員を増加しておるのに対しまして、气象台方面、測候所、農林省、ことに営林署の方面、各省の調査局統計方面等わが国が自立的に再建するための基本的国務に関係のある官署につきまして極度の減員を断行せんとするが如きは本法が無定見なる方針のもとに立案されたことを意味するものでございます。ことに、この首切りが下級官吏に酷であり、高級官吏に寛であることは、昨日本会議を通過しました参政官の新設とにらみあわせまして、平素官僚打破を叫んでをるところの民自党内閣が実は官僚擁護の本質を内蔵しておることを物語るものでございます。(後略)

衆議院における採決の結果は、賛成二〇二票(民主自由党、民主党連立派)、反対八二票(社会党、労農党、新政治協議会、民主党野党派および共産党)であったが、参議院においても審議は紛糾し、四回にわたって会期延長された第五回大詰の五月三十一日に至ってようやく成立するに至ったのである。

定員法は、成立したその日に法律第一二六号として公布、附則第一項により六月一日から施行された。

定員法の主な内容は次の如くである。

(一)第二条第一項で、各行政機関の職員の定員を次表の如く定めた。ここにいう職員とは、地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員(いわゆる地方事務官)、日本専売公社及び日本国有鉄道の職員を除いては(以上の三者について附則第四項及び第六項から第一〇項までに規定されている)行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者をいうが、二ヵ月以内の期間を定めて雇用される者を除く(第一条)。

右の職員の各内部々局各地方支分局及び各附属機関別の定数はそれぞれ庁令、省令等で定めることになっている(第三条)。

又、法務府本府の定員は、一九四九年六月三〇日までの間は、前表にもかかわらず四一、八五四人とする(附則第二項)。

(二)各行政機関の職員は、その数が一九四九年一〇月一日において前表の定員をこえないように、同年九月三〇日までの間に、逐次整理されるものとする(附則第三項)。

(三)いわゆる地方事務官の定員は、地方自治法に基く政令によって定める、が、(二)の規定を準用する(附則第四項)。

(四)国家公務員法第八九条から九二条までの規定は(二)および(三)によって降任又は免職された職員には適用しない(附則第五項)。すなわち、「職員の意に反する不利益な処分に関する審査」の規定は、定員法によって整理された者には適用されないのである。前記提案理由においても、「今次の行政整理を円滑に行います上には、この審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があるのであります。」と説明されている。

(五)日本専売公社および日本国有鉄道の職員は、その数が一九四九年一〇月一日において、それぞれ三八、一一四人および五〇六、七三四人をこえないように九月三〇日までに逐次整理されるものとする(附則第六項および第七項)。その場合、日本専売公社および日本国有鉄道の総裁は、それぞれの職員をその意に反して降職又は免職することができる(附則第八項)。かつ以上の場合に、公共企業体労働関係法第八条第二項及び第一九条の規定は適用されない(附則第九項)。すなわち、右による降職又は免職の基準を団体交渉の対象とすることができず、また苦情処理共同調整会議にかけすることもできないのである。

(六)以上の規定による退職者の退職手当は、昭和二四年度予算の範囲内において政令で定める(附則第一一項)。

以上が定員法の主な内容であるが、同法による人員整理数は、行政管理庁によれば第211表の如くである。

右の定員法により行われた人員整理は第二部で見た如く、労働組合のはげしい反対闘争を招いたが、「職員の意に反する不利益な処分に関する審査」規定の除外や団体交渉の排除等は憲法違反としてすどく追求され、又人事院が右の整理を傍観していて何等積極的な整理基準も示さず、まして不利益な処分から職員を保護することもしなかったことが攻撃された。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
